

令和6年度 岐阜県サービス管理責任者等研修（基礎研修）実施要項

1 研修の目的

障害者総合支援法等の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスの質の確保に必要な知識と技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的として実施します。

2 実施主体

岐阜県（社会福祉法人岐阜県福祉事業団 障害者地域支援・研修センターが岐阜県から委託を受け実施します。）

3 受講対象者

研修に必要な全日程を受講できる方で、次の（１）、（２）のいずれかに該当する方

- （１）指定障害福祉サービス事業所においてサービス管理責任者として従事しようとする者であって、次に掲げる区分に応じ、通算して右欄に掲げる年数以上の実務経験を有する者
- （２）指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業所において児童発達支援管理責任者として従事しようとする者であって、次に掲げる区分に応じ、通算して右欄に掲げる年数以上の実務経験を有する者

※県内事業所への従事予定者の方を優先させていただきますのでご了承ください。

業務	実務経験年数
相談支援業務	3年
社会福祉主事任用資格等を有しない者による直接支援の業務	6年
社会福祉主事任用資格等を有する者による直接支援の業務（社会福祉主事任用資格等の取得以前の期間を含めることができる。）	3年
以下の国家資格等による業務に通算3年以上（児童発達支援管理責任者は通算5年以上）従事している者による相談支援の業務及び直接支援の業務（国家資格等による業務の期間と相談・直接支援の業務の期間が同時期でも可） （国家資格等：医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士）	1年

※上記表の実務経験年数は研修の受講が可能となる年数です。サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者（以下、「サービス管理責任者等」という。）の資格要件としての実務経験に2年満たない段階から本研修を受講できますが、実際に事業所に配置される時点では、資格要件としての実務経験を満たしている必要がありますので、別途ホームページに掲載している資格要件を確認してください。

重要！

（１）令和元年度から、サービス管理責任者等研修の研修体系が変更となり、これまで各分野（介護、地域生活（身体）、地域生活（知的・精神）、就労、児童）で実施していた研修を共通で実施することとなりました（共通カリキュラム化）。今後、いずれの分野でサービス管理責任者等として従事する予定の方も、本研修を受講してください。

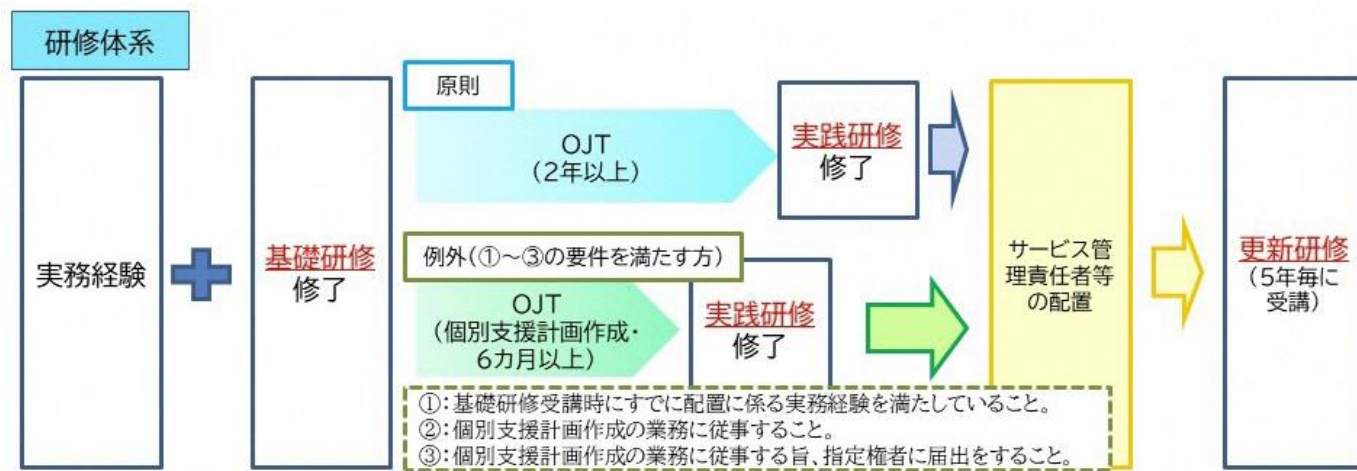
（２）サービス管理責任者等として従事するには、本研修に加えて、相談支援従事者初任者研修（講義部分）も受講する必要がありますが、岐阜県においては令和元年度から本研修に相談支援従事者初任者研修（講義部分）を含めて実施しますので、別途、相談支援従事者初任者研修を受講する必要はありません。



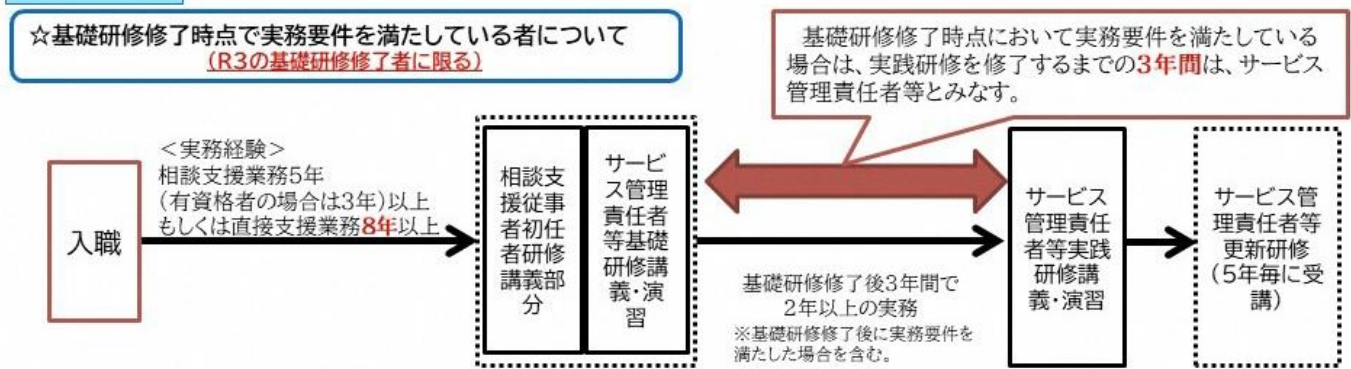
4 本研修を受講するにあたっての留意事項

【サービス管理責任者等研修体系】

国によるサービス管理責任者研修事業実施要綱の改正に伴い、本図のとおり研修体系となっております。



経過措置



※詳細については、「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(告示第544号 平成18年9月29日)」、「サービス管理責任者等研修の取扱い等に関するQ&Aについて(令和5年3月31日付け 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課 通知)」を参照してください。

※詳細は別途ホームページに掲載している国 Q&A、告示等を確認してください。

【本研修修了者の取扱いについて】

実践研修の受講に係る実務経験（OJT）について

現行制度上、実践研修の受講にあたって必要な実務経験（OJT）については、基礎研修修了後「2年以上」の期間が必要ですが、次の要件を充足した場合には、例外的に「6月以上」の期間で受講が可能となっております。

【要件】※①～③を全て満たす必要があります

- ① 基礎研修受講時に、既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしていること。
- ② 実践研修の受講要件である実務経験（OJT）として、障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成の業務に従事すること。（具体的には、以下のいずれかの場合が該当する。）
 - ・サービス管理責任者等のもとで基礎研修修了者が個別支援計画の原案の作成までの一連の業務（利用者へ面接の上アセスメントを実施、個別支援計画の原案を作成、サービス管理責任者等が開催する個別支援計画の作成に係る会議への参画（モニタリング含む））に従事する場合。
 - ・やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所等において、サービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件を満たしている者（実務経験者）がサービス管理責任者等とみなして個別支援計画の作成の一連の業務（利用者へ面接の上アセスメントを実施、個別支援計画の原案を作成、個別支援計画の作成に係る会議の開催、個別支援計画の原案の内容について利用者又はその家族に説明し、個別支援計画を交付（モニタリング含む））に従事する場合。
 - ・令和3年度末までに、実務経験者が基礎研修修了者となっており（経過措置対象者）、サービス管理責任者等とみなして個別支援計画の作成の一連の業務に従事する場合。
- ③ 上記業務に従事することについて、指定権者に届出を行うこと。

5 募集定員 おおむね 402 名

※申込状況によっては受講をお断りすることもありますのであらかじめご了承ください。

6 研修期間・研修会場

今年度は次のとおり開催いたします。

1. 講義部分を双方向型オンラインにて 4 日間実施。
2. 演習部分を集合にて 2 日間実施。

※オンライン受講の方法については、受講決定時に詳細をご案内いたします。



〈講義〉 下記A～C 日程の内、いずれか 1 日程の受講となります。

	開催日	開催方法
A日程	令和6年7月 1日(月)～2日(火) 4日(木)～5日(金)	オンライン
B日程	令和6年8月13日(火)～14日(水) 22日(木)～23日(金)	
C日程	令和6年8月15日(木)～16日(金) 26日(月)～27日(火)	

〈演習〉 下記①～⑦日程の内、いずれか 1 日程の受講となります。

	開催日	開催場所
①日程	令和6年 8月 5日(月)～6日(火)	テクノプラザ プラザホール (各務原市テクノプラザ 1-1 Tel.058-379-2232)
②日程	令和6年 8月 8日(木)～9日(金)	テクノプラザ プラザホール (各務原市テクノプラザ 1-1 Tel.058-379-2232)
③日程	令和6年 9月 9日(月)～10日(火)	テクノプラザ プラザホール (各務原市テクノプラザ 1-1 Tel.058-379-2232)
④日程	令和6年 9月11日(水)～12日(木)	テクノプラザ プラザホール (各務原市テクノプラザ 1-1 Tel.058-379-2232)
⑤日程	令和6年 9月25日(水)～26日(木)	セラミックパークMINO (多治見市東町4丁目2-5 Tel.0572-28-3200)
⑥日程	令和6年10月 1日(火)～2日(水)	高山市民文化会館 (高山市昭和町1丁目188-1 Tel.0577-33-8333)
⑦日程	令和6年10月10日(木)～11日(金)	大垣情報工房スウィングホール (大垣市小野4丁目35-10 Tel.0584-75-7000)

※ 日程の希望はできません。いずれかの会場で受講いただくこととなりますので、全日程受講可能な方のみお申込ください。

7 研修日程

〈講義〉 A・B・C日程共通

		時間	内容
講義	第1日目	8:30 ~ 9:30	オンライン受付
		9:30 ~ 10:00	ガイダンス
		10:00 ~ 11:35 (休憩含む)	相談支援の目的
		12:35 ~ 15:15 (休憩含む)	相談支援の基本的視点
		15:25 ~ 16:25	相談支援に必要な技術
		16:25 ~ 16:35	ふりかえりテスト
	第2日目	9:00 ~ 9:30	オンライン受付
		9:30 ~ 11:05 (休憩含む)	総合支援法等とサービス提供プロセス
		11:15 ~ 12:15	総合支援法等と相談支援の基本①
		13:15 ~ 13:45	総合支援法等と相談支援の基本②
		13:55 ~ 15:30 (休憩含む)	ケアマネジメントの手法とプロセス
		15:30 ~ 15:40	ふりかえりテスト
	第3日目	9:00 ~ 9:30	オンライン受付
		9:30 ~ 10:00	ライフステージに応じた相談支援
		10:00 ~ 10:30	相談支援における家族支援
		10:40 ~ 11:10	地域資源の活用への視点
		11:20 ~ 12:20	サービス提供の基本的な考え方
		13:20 ~ 14:55	サービス提供のプロセス
	第4日目	14:55 ~ 15:05	ふりかえりテスト
		9:00 ~ 9:30	オンライン受付
9:30 ~ 11:05 (休憩含む)		サービス等利用計画と個別支援計画の関係	
11:15 ~ 12:30		サービス提供における利用者主体のアセスメント①	
13:30 ~ 14:45		サービス提供における利用者主体のアセスメント②	
		14:45 ~ 14:55	ふりかえりテスト

〈演習〉 各会場共通

		時間	内容
演習 目	第5日	10:00 ~ 10:30	受付
		10:30 ~ 11:30	個別支援計画作成のポイントと作成手順

	12:30 ~ 15:40 (休憩含む)	個別支援計画の作成①
第6日目	9:30 ~ 10:00	受付
	10:00 ~ 15:40 (休憩含む)	個別支援計画の作成② 個別支援計画の実施状況の把握（モニタリング）及び記録方法

※やむを得ず変更になる場合がありますのでご承知おき下さい。

8 受講申込

●提出方法

岐阜県ホームページ内にリンクが掲載されています、『令和6年度 岐阜県サービス管理責任者等研修（基礎研修）申込フォーム』からお申込ください。

申込フォームから申し込めば研修事務局から返信メールが届きます。

必ず返信メールが届いたことを確認していただき、返信メールが届かない場合は研修事務局までご連絡ください。

●提出書類

フォーム内に添付いただく書類
①別紙様式1 「令和6年度 岐阜県サービス管理責任者等研修（基礎研修）実務経験証明及び申告書」
②資格証明書の写し（該当する方のみ）
③事業計画書等の、事業所の開設予定が分かる書類（該当する方のみ）
④別紙様式2「受講に当たっての配慮の申出書」（該当する方のみ）

- ※1 受講を修了した方には修了証書を交付することとしているので、受講者の氏名、生年月日については特に誤りのないようお願いします。
- ※2 申込内容に不備があった場合は、受講不可といたします。
- ※3 別紙様式1の記入例がありますので、記入される際には参考にしてください。
- ※4 記載内容について問合せをすることがありますので、添付書類の保管、申込フォーム画面の印刷をお願いします。
- ※5 同一事業所で複数申込の場合は、おひとりずつお申込ください。

●申込締切および提出方法

*締切 **令和6年5月9日（木）17:00【必着】**

※締切後の申込は一切受け付けません。

余裕を持ったお申込にご協力をお願いします。



ご注意願います！

- ① 受講申込内容において虚偽が認められた場合には、受講申込を取消し、当該年度及び次年度以降の当該法人からの申込を受け付けません。
- ② 定員等の事情により、受講をお断りする場合がございますのでご了承ください。
- ③ 演習日程の希望はできませんので、全日程受講可能な方のみお申込ください。又、申込内容の変更および受講決定後のキャンセルはお受けできません。申込時に十分ご検討ください。
- ④ 研修修了後、事業所に配属される際には、別途、実務経験の内容について審査等が行われますので、あらかじめご了承ください。

9 受講の可否決定通知の送付

● 発送時期 6月上旬(予定)

● 通知先 申込書記載の事業所宛(個人での参加の方は個人宛)へ通知します。
万が一、6月14日(金)ごろを過ぎても通知が届いていない場合は、
障害者地域支援・研修センター(TEL0575-29-7732)までご確認ください。



10 研修負担金(振込)

研修会費用として、1人につき9,000円をご負担いただきます。受講決定通知と共に研修負担金と振込先等についてのご案内をします。

また、振込手数料、旅費及び滞在費につきましては、受講者側のご負担となります。

※受講決定された方は必ず研修負担金をお振込みいただきます。入金後のキャンセル・欠席など、いかなる場合においても返金はできませんので予めご了承下さい。

11 修了証書

○全課程を修了した方には岐阜県知事名の修了証書を交付します。

○修了証書に記載する修了研修名について

・「サービス管理責任者」又は「児童発達支援管理責任者」のいずれかの実務経験を満たす方については、「サービス管理責任者」又は「児童発達支援管理責任者」のいずれかの研修名を修了証書に記載します。

・「サービス管理責任者」及び「児童発達支援管理責任者」の両方の実務経験を満たす方については、両研修への申込及び別紙様式1を提出いただくことで、両研修名を修了証書に記載することができます。

※サービス管理責任者等研修(実践研修)を受講する際の研修は、サービス管理責任者等研修(基礎研修)の修了証書に記載されている修了研修名に該当する研修に限られますので、「サービス管理責任者」及び「児童発達支援管理責任者」の両方の実務経験を満たす方については、両方の研修名を修了証書に記載することをお勧めします(受講決定後に受講する研修名を変更することや一度交付した修了証書の修了研修名を変更・追加して再発行することはできませんので、ご注意ください)。

○ログイン遅れ・遅刻・途中退室・欠席した場合は、原則、修了証書は交付されません。

また、受講態度の悪い方(私語、居眠り、受講中の喫煙、携帯電話の使用、移動中の車両内での受講等)も修了証書が交付されません。

12 事前課題(受講決定者)

事前課題の詳細については、受講決定時にご案内しますのでご確認ください。

※決められた期日までに事前課題を提出されない場合は、研修が受講できませんので、提出についてはご注意ください。

13 個人情報

当研修の申込書等に記載された個人情報は、参加の承認・研修負担金の徴収・お知らせ等に利用すると共に、修了証書作成等のために岐阜県へ提供します。

また、提出された個人情報は研修以外の目的で使用せず、個人情報保護法に則り適正に管理致します。

14 受講環境について

講義は、Zoomを使用しての双方向型オンライン研修のため、受講には安定したインターネット環境とパソコンが必要となります。オンライン研修の受講環境は、推薦する事業者が責任を持って確保してください。詳細については別紙をご確認ください。(ウェブカメラ、ヘッドフォン等が必要です。)

※個人受講の方で、インターネット環境とパソコンの準備が困難な方は、障害者地域支援・研修センターまでお問合せください。

15 受講に当たりサポートが必要となる方の申出について

障がい等の理由により、サポートが必要である場合は、別紙様式3「受講に当たっての配慮の申出書」をご記入ください。なお、詳細について直接確認を取らせていただく場合があること、また、ご希望に十分対応しきれない場合があることをあらかじめご了承ください。

16 問合せ先

宛先：障害者地域支援・研修センター

（ひまわりの丘地域生活支援センター内）

住所：〒501-3938 関市桐ヶ丘3-2

TEL：0575-29-7732 MAIL：hima-kenshu@gifu-fukushi.jp

*お電話の際は、はじめに「研修についての問合せ」とお伝えください。

（問い合わせ時間：平日 9：00～17：00）

